

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 346 回

厳しい日々が続きます。特に中小企業の皆様にとっては生きるか死ぬかの瀬戸際の毎日ではないかと思えます。なんとか早く治療薬やワクチンができるのを待つばかりですね。ただここで、コロナウイルスに負けてしまっただけでは元も子もありません。毎日マスクを着け手洗いをする等、ウイルスに負けないように気をつけて、我慢強く耐え忍ぶしかありませんね。

アメリカは2018年8月ごろから、中国に対して次のような対策を取り始めました。

高関税付与の貿易戦争。次に、知的財産と安全保障上のハイテク技術防衛のため「輸出管理改革法（ECRA）」を成立させた。これに基づきアメリカ企業が同国の国防に脅威を与える個人・国との取引を禁じることとし、取引ができない相手先リストを登録。このリストの中には、アメリカの最先端技術が含まれている製品を販売する日本企業も含まれており、中国と取引することによりアメリカとの取引が不可能になる懸念が発生した。

さらに今年5月、アメリカの全ての会社が中国の会社に対して投資できなくなる「投資禁止法」を成立させようという案が出ている。

もしもこれが現実になれば、中国はドルを入手することができなくなり、ますます外国との貿易ができなくなる。また日本も今までのように安易に中国と取引することはできなくなる。日本の財界も今後どのように中国と付き合うか、覚悟を決めて取引をしなければ大変なことになる。まさに、今までみたいな「適当な立ち位置」を取ることはできなくなるものと思われる。

したがって我々は、今こそ金もうけだけにとらわれず、自ら正しい道を歩むつもりで行動を起こさなければならないものと思えます。

前田の《今人生を語る》第 251 回

めざめよ日本人 (173)

10万円が配られる。うれしいな！！…大変苦しんでいる個人・事業者がみえます。何のために10万円を配るのか、また10万円で何ができるのか。

我が日本ももう少し厳しい国にならないと、ただ親切なだけではどうにもならない。我々は間違い・悪い習慣も多く、道義の点からも世界の国々に遅れていることがコロナ騒ぎのおかげではっきりしてきた。

依頼心の塊という点も直さなければなりませんね。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して国（経済産業省）から発表されている経済支援策の一部をお伝えします。

1. 資金繰り支援

①日本政策金融公庫・商工中金の新型コロナ感染症特別貸付制度

（最長で5年間元本の返済不要、利子補給で実質金利負担ゼロ、担保なしの借入可能）

②民間の金融機関でも新型コロナ対策用融資の受付が開始されます

（実質無利子・無担保、据置き最大5年間、信用保証付き融資の保証料が半額又はゼロ、借り換えも保証料ゼロ・金利負担ゼロ）

2. 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、その他一定の条件を満たす事業者に対して中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限とする）の給付金が支給されます。（返済の必要なし）5月1日（金）より申請の受付が開始されました。

3. 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

（中小企業の助成率4/5、さらに解雇等を行わない場合は9/10）

4. 個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。万が一失業されて生活に困窮された方には生活の立て直しのための安定的な資金を貸し付け。（学校等の休業、個人事業主等の特例の場合上限20万円、その他の場合10万円。据置期間1年・償還期限2年・無利子）窓口はお住いの市町村社会福祉協議会。

5. テレワーク導入支援策

①新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等にかかる経費について助成する制度があります。（働き方改革推進支援助成金テレワークコース等、厚生労働省）

②少額減価償却資産の特例が2年間延長（2022年3月31日まで）され、中小企業等の30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について全額損金算入が可能。ただし、年間合計300万円が限度、連結法人を除外、常時使用従業員が500人以下の法人に限る）

③中小企業経営強化税制にデジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は税額控除が行えるようになる予定です。

※詳細は調整中

6. 税・社会保険・電気ガス料金について支払いの猶予制度があります。資金的に厳しい状況である場合には各制度を確認してください。

また、中小企業者・小規模事業者（個人事業主含む）の保有する建物や設備等の、来々年（2021年）の固定資産税等について事業収入の減少幅に応じてゼロ又は1/2となります。

令和2年5月3日18:00時点の情報です。ほかにも用意されている制度がありますので経済産業省のHP 特設ページをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>